

リスク分担型企業年金に係る規定の整備等 (通知改正)に関する意見募集開始について

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 6月14日、「「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見募集（パブリックコメント）」※1※2が開始されました。
- この改正案では、リスク分担型企業年金における情報開示等の取扱いに関し、企業年金のガバナンスの確保の観点から、以下の取扱いを規定することとされました。
 1. 調整率又は超過比率（調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の2分の1の額を合算した額を控除した額の比率）に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること
 2. 規約の変更にあたって、当該変更による調整率及び超過比率への影響について十分に説明する必要があること

※1 [「「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」](#)

※2 意見募集期限：2021年7月13日

発出日・適用日

- 発出日：2021年7月(予定)
- 適用日：2021年9月1日(予定)

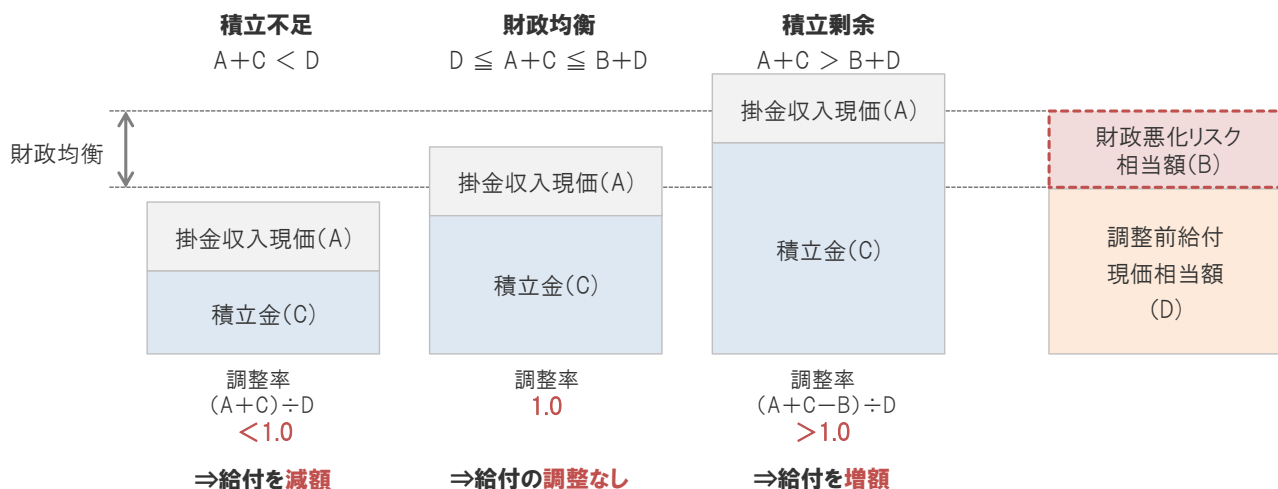
発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

ご参考① 調整率とは

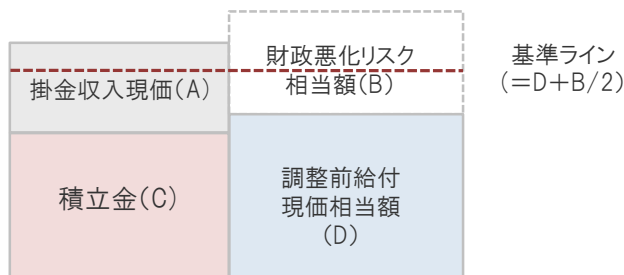
- 「財政均衡」の状態では給付調整なし(あらかじめ約束した給付を支払)
- 「積立剰余」「積立不足」なら翌年度以降の給付を増額(減額)
- 増額(減額)は「調整率」を乗じることで行う

【毎年度の決算及び財政計算を受けた給付調整】



ご参考② 超過比率とは

- 給付財源が基準ラインを超える額の調整前給付現価相当額に対する比率
= $(A+C-D-B/2) \div D$



【ご参考③】 現在のリスク分担型企業年金に係る規定で課題とされていた事項(今般の通知改正関連)
(第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2020年12月23日))

- ガバナンスの確保の観点から、リスク分担型企業年金においては、超過比率を加入者の代表が参画する委員会においてモニタリングするとともに、業務概況において受給権者を含めて周知することも重要であると考えられる。

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。